

産業構造審議会割賦販売分科会  
第8回個人情報情報小委員会 議事要旨

1. 日時：平成16年9月30日（木） 9：00～11：00
2. 場所：経済産業省本館2階 西8共用会議室
3. 議題：経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン案について
4. 議事内容

金融庁企画課調査室から、9月29日の金融審議会において審議された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン案」について説明を行った。その後、事務局から信用分野ガイドライン案について説明した上で自由討議を行った。

(1)利用目的の特定について

- ・業界の実態としては、同意書面において、「連帯保証人予定者」又は「参考人」の欄を設け、この欄への記載を本人がまとめて行うことがあり、「連帯保証人予定者」又は「参考人」の同意がないことがあるが、問題ではないか。  
業界の自主ルール（平成15年6月）において、連帯保証人にも本人と同等の意思確認を行うこととされており、実態上は対応が進められている。
- ・利用目的の特定の事例にある（ ）の（ ）の情報について、いつからいつまでの情報なのかが分かりにくいのでもう少し工夫が必要か。  
事例については分かりやすくなるよう、代表的なものを取り上げた。今後パブリックコメントの過程で調整していく。
- ・個人情報情報機関についての説明は細かな工夫がされているものの、より丁寧な情報が消費者に示されるようにすることが望まれる。
- ・利用目的の特定やセンシティブ情報については、法令との関係で難しいということであろうが、本来は「～こととする」という努力規定ではなく、義務規定とすべきではないか。今後、ガイドラインの実施状況を見つつ、場合によっては見直しを考えるべきではないか。
- ・個人情報の取得関係で努力規定がいくつかあるが、これは義務規定にすべ

きではないか。努力規定では、しなくてもよいのかとの印象を与えかねない。

## (2)安全管理措置について

- ・安全管理の事業者宣言の策定・公表は大変重要なので、行政としてもしっかり推奨して欲しい。
- ・委託先の管理については従業者に対する管理と同じようにしっかり指導するようにしてほしい。
- ・6ページのなお書の内容が分かりにくい。  
ここは、2)安全管理措置、3)従業者の監督、4)委託先の監督の各項目に掲げる事例について考え方を示したものになっている。
- ・6ページの個人情報情報機関に関する規定の中に、会員へのモニタリングがあるが、現状も株主や取締役会などを通じ、個人情報情報機関と会員との相互監視による運営が行われており、また、自主ルール運営協議会という第三者機関が定めた安全管理措置のルールを、個人情報情報機関と会員が守るような仕組みになっているところ。この規定は、個人情報情報機関に特別な立場を与えるとの誤解を生じさせかねないため、見直した方がよいのではないか。

業界自主ルールに基づき個人情報情報機関及び会員がしっかり対応していることは承知している。対応が不十分だからこのような規定を設けるわけではなく、また、個人情報情報機関による会員への過重な管理を意図するものでもない。個人情報情報機関の適切なガバナンスを業界全体として検討していくべき。

## (3)第三者への提供について

- ・共同利用については、銀行、保険など異業種の企業の合併も視野に入れた対応となるような配慮が必要と考える。  
ガイドラインにおいて、共同利用についても支払能力に関する情報を与信調査以外には使わないようにするなどの規定を設けており、利用可能な範囲について極力限定するようにしている。
- ・共同利用について利用範囲の示し方の事例があるが、連結対象会社や持分法適用会社という表記は消費者にとって分かりにくいのではないか。  
この事例は書面での表記の際の事例であり、金融庁のガイドラインの記述とそろえたもの。この場合であっても個社名については、ホームページ等において知り得る状態にしておくことが必要である。
- ・14ページの個人情報情報機関の規約等の公表については、行動主体が個

人信用情報機関ということを分かりやすくするよう、主語を明記すべきである。

書きぶりについては、パブリックコメントを踏まえ今後検討していく。

- ・ガイドライン上の同意に係る要件を満たしていれば、ホワイト情報等どのような情報も交流していいという意味ではないはずである。この点について、ガイドラインでは何も書かれていないが、どのように考えたらよいか。個人信用情報機関間の情報交流については、平成10年の懇談会（有用性に配慮しつつ、検討を進めるとの指摘）及び平成11年の作業部会（積極論、慎重論、反対論など意見が分かれた）のでも議論されてきた経緯がある。そのような中で、クレジット業界、銀行業界、貸金業界の信用情報機関の間ではブラック情報のみの交流を行っているのが現状であり、基本的には、個人信用情報機関間のホワイト情報の交流についての検討は十分なされていないと承知。今回のガイドラインの検討に当たっては、多重債務防止、適正与信の観点を含めた広い観点からのホワイト情報の交流について検討を行っておらず、ガイドラインにおいてホワイト情報に触れていないのは、ガイドライン上の同意取得等の手続を講じれば交流に関する条件が整ったことを意味するものではないと考える。

ホワイト情報の交流については、事務局から、これは、特にガイドライン上の同意手続を取れば交流が認められるといった特段の判断を示すものではないと説明があった。本小委員会では議論してきておらず、ガイドラインで何らかの判断を示すものではないものと認識している。そのような理解でよろしいか。（委員異議なし。）

- ・個人信用情報の有効利用は多重債務防止に資し、消費者、事業者及び社会全体にとって大切である。その意味では、個人情報に適正に管理されているという信頼を前提として、ホワイト情報を利用するのは意義のあること。
- ・ホワイト情報も大変重要な情報であると認識。消費者としては自分の信用を築いて自分で活用するという意識が大切だが、今は事業者が使うのみとなっている。どれだけ信用があっても金利が安くなるわけではないという問題もある。今後は、一般の消費者に正しく知ってもらうようなPRが必要になってくると考える。

#### (4) その他全体について

- ・金融庁ガイドラインとの整合性を図る際、より厳しいものに合わせるべきと前回発言したが、その意味では最大限調整がなされているものと考えている。ガイドライン全体としては賛成。毎年の見直し条項があるが、これについては誠実に実行していただきたい。

- ・一ヶ月のパブリックコメントとのことだが、わかりにくいカタカナ文字を多用しないなど消費者が読んで分かりやすいガイドラインになるような工夫が必要ではないか。
- ・ のところで努力規定の「こととする」の説明として「できるだけ」と言う表現はあまり適切ではないのではないか。
- ・ このガイドラインを実効性を伴うようなものにするために、見直しを継続的に行うことが重要と考える。
- ・ 信用分野固有の問題ではないかもしれないが、実務的な問題として裁判所の調査囑託や裁判法に基づく照会等、個人情報の開示要請を行った際に、個人情報という理由で事業者から断られるケースが多い。消費生活センターにおいても同様の問題を共有している。個人情報保護法の施行に伴い、必要以上に止めてしまうことのないよう、ガイドラインにその旨書くことはできないか。  
個人情報保護法全体に係る問題なので、信用分野のガイドラインの中にだけ書くのは困難である。
- ・ 今後の文言調整はあるものの、ガイドラインの内容そのものについては、了解ということでよろしいか。( 委員異議なし。)

#### 問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局取引信用課 飯田、広瀬

TEL：03-3501-1511（内線4191）

本議事要旨は暫定版のため今後修正があり得ます。